

にゅーす レター



NPO 消費者ネットおかやま 岡山市北区下石井1-1-3 日生第二ビル8階 (県消団連気付) TEL086-221-4302 FAX086-221-4343

行事のお知らせ

恒例となりました、消費者被害なんでも相談会を今秋も行います。

第10回 消費者被害なんでも相談会(無料)

☆不当勧誘、貸衣装・賃貸等不当契約、多重債務、建物・設計問題など、トラブルでお困りの方へ☆

ご一報ください! 会場にお越しください!

事前予約の必要なし 相談の時間制限なし 相談会当日は電話でも受付けています

とき 11月27日(土) 10時~15時

ところ **きらめきプラザ**

5階 県消費生活センター研修室
岡山市北区南方二丁目13-1(旧国立病院)

きらめきプラザの案内図⇒

会館駐車場がご利用できます
岡山駅より北へ徒歩 約15分



電話でご相談の方

---086-801-7007(当日のみ)

←第9回相談会の様子



当ネット会員である弁護士、司法書士、建築士等が
ご相談に応じます

会員のみなさまのご協力をお願いします。



活 動 報 告

KC's2010 年度通常総会、適格消費者団体連絡協議会交流会に参加しました。

参加した河田理事長、戸川理事から報告が届いておりますので掲載します。

〈〈適格消費者団体連絡協議会 交流会〉〉

期待される適格消費者団体

理事長 河田英正

2010年8月28日に第9回適格消費者団体連絡協議会が札幌で開催され、消費者ネットおかやまを代表して参加してきた。9つとなった適格消費者団体と消費者ネットおかやまと同様に適格消費者団体をめざして活動している4つの団体からの出席で開催された。適格消費者団体同士の情報交換によって、運営の悩みを共有化して、その制度の改善を図るとともに、消費者団体の活動の質をたかめ、差し止め訴訟などの業務についてのノウハウを蓄積していこうというのが開催の趣旨である。この会議には、行政からの出席もあり、消費者庁企画課鈴木課長補佐（弁護士からの任期付き国家公務員）の「集団的消費者被害救済制度研究会の動向と報告」と題する講演もなされた。

各地の諸団体からは活動報告がなされ、岡山からの1年間の活動の概略を報告した。適格消費者団体とこれを目指している団体とは法的な権限に裏打ちされた活動が可能かどうかという観点から、格段の質の違いをみせつけられる思いがした。つまり、適格消費者団体が活動している地域とそうでない地域との間には、そこにいる消費者にとって権利状況に大きな相違が生じていることである。とはいっても、最初に活動を始めた消費者支援機構関西、消費者機構日本などはすでに更新の時期を迎え、この準備のためにいろいろと処理におわれているようであった。更新時期を迎えるということは、これまでの活動を振り返り、問題点を明らかにしたうえで、将来展望を考えるという作業をしていくことになる。そのなかで、財政問題、組織問題など、目指している団体にとっても参考となる議論がなされていた。



消費者庁からの報告のあった集団的被害救済制度は、来年の通常国会にでも法案として提出されるスピードでかなり制度設計としてはまとまってきたようである。消費者被害の特質である、少額、多数の被害を集団的に法的手続きが可能となる制度である。この訴訟手続きを担うことができるのが適格消費者団体となることが考えられている。こうした被害の救済こそが正に適格消費者費者団体の使命ともいえるべきものであり、地域において迅速に対応できるシステムができようとしていることは、適格消費者団体を目指している消費者ネットおかやまに対する期待は大きいといわなければならない。この協議会に参加して、消費者ネットおかやまの現在抱える問題点を整理して自覚される機会となったとともに、今後、真剣に適格消費者団体への移行を目指した確実な活動の必要性を心に刻み、地域の消費者被害救済のできる期待される団体になればとの決意をさせられた思いである。



<<消費者支援機構関西(KC's)通常総会>>

KC'sの通常総会に参加して

理事 戸川和正

去る6月26日に大阪市に於いて開催された特定非営利活動法人「消費者支援機構関西(KC's)」の通常総会に参加してきました。

KC'sは平成20年5月に適格消費者団体の認定を受けており、我が消費者ネットおかやまが見習うべき所が多々あると思います、総会に参加してきました。

消費者支援機構関西(KC's)は、そのホームページを見ていただくと分かりますが、英会話学校、消費者金融業者、携帯電話会社など多方面に渡り、不当な行為の差止請求の裁判や申し入れを行っており、消費者被害の防止に成果を挙げております。

当日は、平成21年度の事業報告と決算承認に始まり、平成22年度の事業計画及び予算案の承認が行われました。私が初めて参加させていただいて驚いたのが、その財政基盤がしっかりしていることと、40名を超える検討委員がほとんどボランティアで活動されていることです。

弁護士、司法書士、消費生活相談員や消費生活アド

バイザーの方達が検討委員として数グループの検討委員会及び検討グループを構成し、各グループが月1回程度の検討会の開催することによって、消費者支援機構関西(KC's)の中核活動である、消費者問題の収集、不当約款や勧誘行為の是正を求める活動を行うことができるのだと実感しました。

総会終了後は、プロの劇団による寸劇を交えて、実際にKC'sが取り扱った事業者に対する是正申し入れ～和解に至るまでの事案解説がありました。就職活動に悩む学生に対して自己啓発セミナーをうたって人を集め、不当な約款により英会話教室の入学及び教材の購入を強いた事案でした。寸劇で面白おかしく事案を紹介し、要所で解説がされましたので飽きることなく自然に理解することができました。

消費者ネットおかやまの適格消費者団体認定取得にあたり財政面・人材面での課題を痛感した総会でした。今後も消費者支援機構関西(KC's)の活動に注目し、おかやまの活動に役立てたいと決意し報告とさせていただきます。

Webでも活動を紹介しています!

ホームページアドレスはこちら。

ホームページ：<http://okayama-con.net/>

ホームページに関するご質問・ご要望はメールアドレス
shounet@okayama.coopまでお願いします。

情報をお寄せください

消費者ネットおかやまでは、活動の一つとして、悪質な事業者に対する行為の中止の申し入れを行っています。些細な消費者被害でも数が多ければ大きな問題です。消費者被害やトラブルの情報をお寄せください。

新規会員募集中！

引き続き、消費者ネットおかやまでは新規会員を募集中です。適格消費者団体の資格取得に向けて、団体の活動を広げていくためには会員増が不可欠です。当ネットの紹介、加入の呼びかけをお願いいたします。

消費者ネットおかやま

悪質商法から被害を未然に防ぐため

玄関先用ワッペンと 被害届け・相談カードを

普及中です！

電話のそばに貼って下さい
ちょっと待って！

**玄関を開ける前の
がきくけこ**

悪質商法にご用心！

がきくけこ 確認しよう 相手と用件！
キッパリ断る 必要なければ！
口からてまかせ 気をつけよう！
契約しない その場では！
困ったときは
消費生活センターへ！

お断りします！

被害届・相談は

「今、セールスマンが来てしつこくて、帰ってくれない。」というような時には、迷わず「110番」で警察に連絡してください。
おかしな勧誘を受けたり、その結果契約をさせられたという場合には、最寄りの警察署・交番・駐在所に連絡して下さい。
なお、警察本部では相談電話「生活環境110番」を設けています。
フィサインは クラシヨク

☎(086)231-9449

油断だめ うまい話は わながある
～あいては騙しのプロ、油断大敵～

- 岡山県消費生活センター ☎(086)226-0999
火曜日～日曜日(祝日・年末年始は除く)
- 岡山市消費生活センター ☎(086)803-1109
平日9:00～16:00
- 消費者ホットライン ☎0570-064-370
最寄りの消費生活センターにつながります。

クーリング・オフに関する民事的解決に関することなどのアドバイスを受けることができます。
ご質問・ご要望はメールアドレス shounet@okayama.coop までお願いします。

特定商取引法は、訪問販売を締結しないと行った人への勧誘を禁じています。このワッペンを貼ることで、訪問販売業者に訪問販売を断っていることを伝えることができます。

玄関先用ワッペン
まわりの人に普及を！

訪問販売 NO

いりません！
必要ありません！
お帰りにください！

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
(086-221-4302)
会員募集中！

NPO 法人 消費者ネットおかやまとは？

「消費者ネットおかやま」は、消費者被害による消費者の「泣き寝入り」や悪質事業者の「やり得」を防ぎ、消費者全体の利益を守るために、消費者団体訴訟制度の導入を機に設立した団体です。
会は、団体・個人を会員として、弁護士など専門家や消費者で構成する幹事会を中心に運営されています。
会への加入は、どなたでも年会費の納入で可能です。

- 団体正会員 年会費 101万円
- 個人正会員 年会費 103千円
(いずれも1口以上をお願いします。)

ホームページ <http://okayama-con.net> にアクセスしてください。